

# 台湾総督府技師榎谷政鶴と台湾漁業への貢献

松 浦 章

## 摘 要

日本の台湾統治時代において台湾総督府の水産技師として、台湾の水産業の発展に貢献した榎谷政鶴について述べるものである。榎谷政鶴の業績は明治期の漁業権論の著者として知られるものの、彼が日本統治下の台湾において水産業の発展にどのように関与したかについてはほとんど知られていない。

そこで本論において、台湾総督府の水産技師榎谷政鶴の台湾水産業にどのように関与していたかを、台湾の水産雑誌『臺灣水産雑誌』に掲載された彼の論説を中心に述べるものである。

キーワード：日本統治台湾 台湾総督府 水産技師 榎谷政鶴 漁業  
台湾水産雑誌

## 1 緒 言

日本の台湾統治時代に日本から多くの知識人が渡台し、台湾の近代化に貢献したことは周知のことであるが、詳細な産業分野での活動については不明な点が多い。そこで日本統治時代の台湾の代表的な水産雑誌であった『臺灣水産雑誌』<sup>1)</sup>の創刊時期に寄稿した榎谷政鶴の活動を通じて、日本統治時代の台湾における水産事業の変遷を探求してみたい。これまで榎谷政鶴に関する研究は、管見の限り唯一と言えるのが小岩信竹氏の「近代における台湾漁業の展開と榎谷政鶴の漁業権論」<sup>2)</sup>のみである。小岩論文は、榎谷の台湾漁業の近代化と漁

業権論について、とくに彼の著作『漁業法論』の内容に主眼を置いて、その漁業法について詳論するが、樫谷が台湾の水産界にどのような水産政策を展開したかについてはほとんど述べられていない。樫谷政鶴は日本の漁業法誕生の萌芽期に活躍した。日本では漁業法において徳川期の慣行を維持しつつ近代化の途を辿って漁業大系をもつに至る<sup>3)</sup>草創期に、樫谷政鶴は、水産技師として活躍し、日本の統治下にあった台湾や朝鮮に赴任したのである。

そこで本稿において樫谷政鶴が『臺灣水産雑誌』を中心に、台湾において推進した水産政策を中心に、日本統治時代の台湾における日本人技師の活動の一端を究明したい。

## 2 樫谷政鶴について

樫谷政鶴について大正4年(1915)版の『人事興信録』によれば、樫谷政鶴(かしたに せいかく)は明治4年(1871)5月10日に樫谷政信の長男として、高知県に生まれ、その後、大日本水産會水産傳習所本科を卒業後に、台湾総督府の技師となり、総督府の殖産局商工課に勤務していたことがわかる。<sup>4)</sup>

その樫谷政鶴と台湾との関係は明治43年(1910)に始まる。『臺灣日日新報』第3567号、明治43年3月20日付の叙任記事に、

農商務省樫谷政鶴氏は總督府技師に任じ高等官四等に叙せられる。<sup>5)</sup>

とあるように、明治43年に台湾総督府の技師として任じられた。先の人事記録から鑑みて39歳の時に、台湾総督府の技師として赴任することになった。

その樫谷が台湾へ着任したことは『臺灣日日新報』第3613号、明治43年5月17日付に、

樫谷政鶴氏(總督府技師)十二日著任。<sup>6)</sup>

とあることから、明治43年5月12日に、樫谷政鶴は台湾総督府に着任したことがわかる。

最初の仕事が台湾各庁への調査であった。『臺灣日日新報』第3618号、明治43年5月20日付に、「樫谷政鶴氏(殖産局技師)全島各廳に出張を命ぜらる」<sup>7)</sup>

とある。

樫谷政鶴が技師として就任した殖産局であるが、やまだあつし氏の「台湾総督府民政部殖産局の技師について」<sup>8)</sup>によれば、殖産局の技師の特徴として、長期に在籍する技師が多く、継続的な政策を遂行し、技師の専門性が比較的明瞭であり、殖産局の個別政策が各自の技師の主導で行われたことが多かったこと<sup>9)</sup>を指摘されている。

まさに樫谷政鶴も後述のように、約10年にわたって台湾の水産業の発展に貢献している。

『臺灣日日新報』第3837号、明治44年1月26日付に「樫谷政鶴氏（技師）新竹及臺中兩廳へ出張を命ぜられ本日出發」<sup>10)</sup>と、新竹、台中へのお出張を行った。さらに『臺灣日日新報』第3854号、明治44年2月14日付に「樫谷政鶴氏（技師）臺南へ出張の序を以て阿緞廳管内へ出張を命ぜらる」<sup>11)</sup>と、台南と阿緞廳へ出張している。

その翌年、樫谷は東京府等へのお出張を命令されている。『臺灣日日新報』第3870号、明治44年（1911）3月2日付に、

樫谷政鶴氏（水産技師）東京府外十三縣へ出張を命ぜられ本日出發の筈。<sup>12)</sup>と見られるように、日本の東京府など13県へのお出張を命令された。ついで『臺灣日日新報』第3918号、明治44年4月21日付に、「樫谷政鶴氏（技師）昨日内地より歸府の途次、門司より上京を命ぜらる」<sup>13)</sup>と、東京等へのお出張が終了し、台湾に戻るところ、門司から再び上京が命じられている。この出張が終了して、『臺灣日日新報』第3932号、明治44年5月5日付に「樫谷政鶴氏（殖産局技師）昨日内地より歸臺」と明治44年5月5日に台湾へ戻った。まもなく再び台湾での仕事があった。『臺灣日日新報』第4009号、明治44年7月22日付に「樫谷政鶴氏（殖産技師）本日基隆へ出張、明日歸府の筈」と、基隆へのお短期出張が行われた。その後は、『臺灣日日新報』第4071号、明治44年9月23日付に「樫谷政鶴氏（殖産局技師）本日澎湖廳下へ出張」と、澎湖廳へ赴いている。それから戻ると『臺灣日日新報』第4096号、明治44年10月20日付に「樫谷

政鶴（水産技師）昨日阿緞廳管内へ出張<sup>14)</sup>と阿緞廳へ出張した。

『臺灣日日新報』第5380号，大正4年（1915）3月6日付の漢文記事の「教育講演會」に次のように見られる。

本日午後六時半，國語學教室内體操場，有臺灣教育會主開講會，講演者總督府技師樫谷政鶴氏，講題爲「臺灣水産」，及東洋協會調查部囑託久留島武彦氏，講題「由兒童界以觀之滿洲」，會員以外，傍聽者随意，本島水産事業，現在頗不甚振，然爾來研究進步，漁術略發達，比前亦大不相同，斯亦可喜之現象，今夜樫谷技師臨場講演，當必饒趣味而富實益。……<sup>15)</sup>

樫谷政鶴は，大正4年3月6日の講演で，台湾の水産について報告している。当時の台湾の水産業は近代的な操業が開始されたばかりで，農産の發展と比較して進展していなかったことを述べたのであろう。しかし漸次研究が進み，進捗しつつある状況を人々に語ったのである。

その後，樫谷は台湾の水産界との関係において仕事をしていた。しかし，大正8年（1919）には樫谷は台湾を離れることになる。『臺灣日日新報』第6876号，大正8年8月7日付の叙任記事に，

四日附にて左の通り發表ありたり。

臺灣總督府技師 樫谷政鶴 任朝鮮總督府技師（三等）<sup>16)</sup>

とあるように，樫谷は朝鮮總督府の技師として転出することとなった。來台時には四等官であったのが，10年後には三等官と昇進して朝鮮へ赴くようになったのである。

台湾總督府の『臺灣總督府文官職員録』に樫谷政鶴の名は明治43年（1910）から大正8年（1919）まで見られる。それを次に列記してみた。

台湾総督府技師榎谷政鶴と台湾漁業への貢献（松浦）

明治四十三年	1910	殖産局商工課	技師			
		四等六級（年一、七〇〇）		榎谷政鶴	高知	臺北府後街官舎
明治四十四年	1911	殖産局商工課	技師			
		四等六級（年一、七〇〇）	正六勲六	榎谷政鶴	高知	臺北府後街官舎
明治四十五年	1912	殖産局商工課	技師			
		四等五級（年二、〇〇〇）	正六勲五	榎谷政鶴	高知	臺北南新街官舎
大正三年	1914	殖産局商工課	技師			
		三等四級（年二、二〇〇）	従五勲五	榎谷政鶴	高知	臺北南新街一丁目官舎
大正四年	1915	殖産局商工課	技師			
		三等四級（年二、二〇〇）	従五勲五	榎谷政鶴	高知	臺北南新街一丁目官舎
大正五年	1916	殖産局商工課	技師			
		三等四級（年二、二〇〇）	従五勲五	榎谷政鶴	高知	臺北南新街一丁目官舎
大正六年	1917	殖産局商工課	技師			
		三等三級（年二、五〇〇）	従五勲五	榎谷政鶴	高知	臺北南新街一丁目官舎
大正七年	1918	殖産局商工課	技師			
		三等三級（年二、五〇〇）	従五勲四	榎谷政鶴	高知	臺北書院街五丁目官舎
大正七年	1918	殖産局水産試験凌海丸	技師・監督			
		水産試験凌海丸 碇泊地基隆港	技師	監督（兼）商工課勤務	榎谷政鶴	
大正八年	1919	殖産局水産課	技師			
		三等三級 臺灣漁業監督官吏	従五勲四	榎谷政鶴	高知	臺北書院街五丁目官舎
大正八年	1919	殖産局水産課	技師			
		三等三級	榎谷政鶴 <sup>17)</sup>			

このように榎谷政鶴は明治44年（1910）から大正8年（1919）までの約10年間にわたり台湾総督府の水産技師として活動したのであった。榎谷政鶴は官位としては四等六級から三等三級まで昇進し、年俸1,700円から2,500円以上となったと思われる。

### 3 台湾総督府技師榎谷政鶴の論説と台湾水産業

日本の台湾統治時代において発刊された漁業専門の雑誌の一誌として『臺灣水産協會雑誌』があり、同誌は大正5年（1916）1月30日に第1号が発刊された。その冒頭に「臺灣水産協會設立の趣旨」が掲載されている。

本島は海外線の全長約四百里に及び、大小島嶼各所に点在し、潮流之を繞り、水族の豊饒なること、實に天賦の水産國なり。然るに従來官憲並民間事業家其全力を陸産に注ぎ、水産の利を棄てて顧みざるもの茲に久し、近年督府水産試験事業の開始以來著々進歩を進め、今日は業既に殆と隔世の感を爲すに至りたれとも、未た以て足れりとすへからず。……<sup>18)</sup>

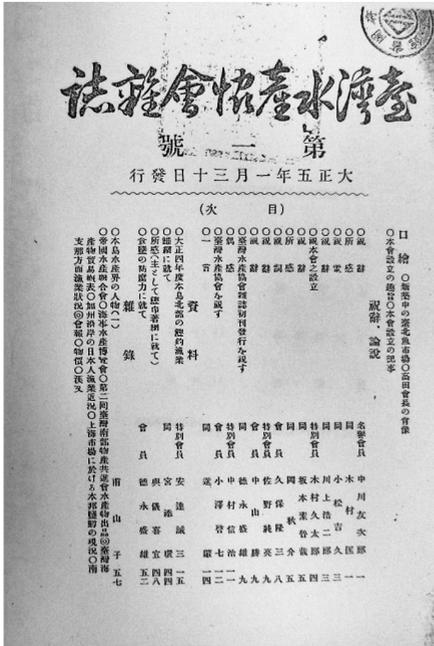
台湾が日本の統治下にあつて当初は陸産が中心に進められて来たが、豊富な水産資源は看過されてきた事情を述べるとともに、水産業の重要性を指摘する。

ついで「本會の成立」の辞がある。その協會の雑誌が『臺灣水産協會雑誌』として発刊された。しかし大正5年4月15日発刊の第4号より誌名が『臺灣水産雑誌』に変更された。同誌掲載の「特別會告」に次のように見られる。

- 本誌は本號より、臺灣水産雑誌と改題す。
- 本誌は本號より、臺灣總督府殖産局の水産試験調査報告を掲載す。
- 本誌は本號より、發行日を毎月十五日原稿締切を毎月五日と改正す。
- 本誌は本號より、紙數を増し尚時々圖類をも挿入することと成りたる爲、定價を一部金貳拾錢（郵税を含まず）と改正す。

臺灣水産協會

との會告を載せたのであつた。これ以後、昭和18年（1943）12月31日発行の第344号にて休刊するまで、『臺灣水産雑誌』の誌名を使用している。次に創刊時の『臺灣水産協會雑誌』と第4号から誌名を変更され休刊まで使用された『臺灣水産雑誌』の表紙を掲げる。



この雑誌に、上述の榎谷政鶴が頻繁に寄稿している。榎谷は多くの文章を寄稿したが、ここでは同誌に掲載された論説欄に見られる榎谷の論題のみを掲げてみた。

論説

- 『臺灣水産協會雜誌』 第2号 「内地人本島人の合併企業を奨励す」
- 同 第3号 「魚行を論す」
- 『臺灣水産雜誌』 第4号 「臺灣勸業共進會と水産」
- 同 第5号 「勸業共進會の效果」
- 同 第10号 「魚市の手數料は何人の負擔に歸すべき歟」
- 同 第12号 「汽船トロール漁業に就て」
- 同 第13号 「水産の講習講話に就て」

『臺灣水産雑誌』	第17号 「本島眞鯉漁業の將來」
同	第18号 「本島鯉節製造業の將來」
同	第19号 「大正七年度の水産試験」
同	第20号 「貝殻彫刻の傳習に就て」
同	第23号 「産業上より觀たる與那国島」
同	第24号 「本島水産業進歩の趨勢」
同	第29号 「南洋の水産開拓は所詮吾人の使命なり」
同	第30号 「南洋視察談」
同	第31号 「水産課の獨立」

樫谷政鶴は大正5年（1916）2月発刊の『臺灣水産協會雑誌』第2號の冒頭の「論説」において「内地人本島人合辨の企業を奨励す」を認めている。

既往四五年間に於て、本島の漁業状態は一變したり。從來仙洞漁民獨特の長技として誇れる赤鯨釣は、三月より五月に亘る三、四日の短期なりしも、汽船「トロール」漁業の開始に依りて、周年之を市場に上ばすを得るに至れり。本島人は勿論在臺内地人か其漁業を夢想だもせざりし眞鯉は、發動機船の使用に依りて年々二百萬斤を釣獲するに至れり。南部に於ける鮪、旗魚、鱈の流網及延繩漁業の如きも全く面目を一新したり。其他何彼と擧げ來らば十指を屈するに足る。斯くして漁獲高に於て年々五、六拾萬圓の増加を來したれとも、本島人漁業者は是等新式の漁業に對しては、風馬牛相關せざるものの如く、其用ふる所の漁船、漁具、漁法は依然として舊の如し。これ吾人の努力足たざるが爲か、否歟。<sup>19)</sup>

明治43年（1910）5月に、樫谷政鶴が台湾総督府に着任した時点から、この論説が掲載される1916年まで6年になるが、この間に台湾漁業界が大きく変化した。伝統的な小型魚船と漁具を使うだけの旧式の漁業であったのが、汽船によるトロール漁業、發動機船の導入によって漁獲高が増加し、それまでとは一変したことを述べている。

さらに台湾漁業を進展させるために、樫谷は「内地人、本島人の合辨」に依

抛した企業方法を導入して操業する方法を提示した。その方法に次の形態を提案している。

- 甲 内地人本島人共に資本を持寄るもの之なり。
- 乙 内地人出資して、本島人に其經營を任するもの之なり。
- 丙 本島人出資して、内地人に其經營を任するもの之なり。
- 丁 何れかの一方資本家兼企業者と成りて、他の一方を雇使用するもの之なり。<sup>20)</sup>

以上の四形態を提示した。台湾人と日本人との共同經營を推奨している。資本が台湾人か日本人か、經營の主体者がどちらかなど、基本は資本を増大し、魚船、漁具などの近代化を企図したものであった。

このような經營形態によって得られた利益の配分についても指摘している。

- (一) 純益金中より資本金額に對し年一割の金利を控除し、其残額を資本主四分、企業者六分の割合にて分配す。
- (二) 純益金を資本主六分、企業者四分の割合にて分配す。
- (三) 資本主は企業者に年手當金額若干を給し、別に純益金の何割を配當す。<sup>21)</sup>

利益は、台湾人、日本人に関係無く、資本家の資本の出資額に相当する金融論理で配分する方法を提示している。台湾人、日本人に関係無く合理的に理解できる提案であった。

1916年3月発刊の『臺灣水産協會雜誌』第3号には、樫谷政鶴は「魚行を論す」を発表している。

本島に魚行と稱するものあり、内地の魚問屋に類す。平常漁業者又は養魚者に資金、又は日用品を貸付け、其の代りに之が漁獲物を提供せしめ、自己の店舗に出入りする小賣人、又は仲買人に之を賣渡し、漁業者（以下養魚者を含む。原文通）より僅少の歩合即ち口銭を取り、其の代金の一部を引落して貸附金の辨済に充つ。此の貸附金は漁行と漁業者とを連結する唯一の鐵鎖なるが故に、其の皆済は漁行の欲せざる所なれば、祖先傳來的に

帳尻の決済を見ざるを常とす。<sup>22)</sup>

日本統治以前の台湾における漁業者は、中国大陸から伝来した伝統的な商業形態の影響を受けて「魚行」が、存在していた。その形態は、日本の魚問屋に類似すると見られた。樫谷政鶴は、その問題点を次のように指摘する。

魚行は漁業者より送來れる漁獲物を秤量するに方り、其の水物なるを奇貨として大いに目引を爲し、其の差額を不當に利得す。<sup>23)</sup>

魚行は伝統的商業習慣によって、漁業者の弱点を利して、利益を得ているとする。そのためには、次の改善策が必要であった。

魚行は之を善き方面より視れば、漁業者又は小賣業者の爲に救世主なり、悪しき方面より視れば、無知無資力なる漁業者を喰物とする魔王なり。<sup>24)</sup>

漁業者が漁業資金を得るためには、魚行から資金を前借りする形態が一般的で、資本力が小さい漁業者にとって必要欠くべからざる存在である。しかし、反面、弱小の漁業者が魚行の言いなりになる環境があったことを指摘した。樫谷政鶴は、漁業界の近代の必要性を喚起したのである。

誌名が変更された1916年4月発刊の『臺灣水産雑誌』第4号の「論説」において、樫谷政鶴は「臺灣勸業共進會と水産」<sup>25)</sup>を發表した。これは3月26日に基隆で開催された講演会で演説した要旨であった。<sup>26)</sup> その中で、樫谷は次のように述べている。

海洋は廣く其産する所は限無し。將來最發展の餘地を存するは水産業なり。最進取的の産業は水産を随一と爲すべきに似たり。特に基隆は漁港として、汽船、發動機船、其他各種魚船の根據地と爲すに適し、物資の供給は得易く、漁獲物の處理は便なり。實に理想的の水産地なりと謂ふべし。此地の紀念事業として、何物か水族館に如くものあらむや。水族館は海の深さを縮めて凡百の水族を之に蓄養し、硝子を透して側面より之を覽るものにして、水族の習性、飼料、生殖、發生等を研究するに必要なは勿論人生の娛樂機關としても、最趣味のあるものの一なり。<sup>27)</sup>

樫谷は、台湾において将来發展する産業の餘地があるのは水産業であり、そ

の基地となるのが基隆であり、最適地として、魚船となる汽船や発動機船そして各種魚船の根拠地としてさまざまな条件が完備しているとした。さらに記念事業として水族館の建設を提言している。

ついで、伝統的な台湾の水産業の問題点を指摘した。『臺灣水産雑誌』第10号に掲載した「魚市の手数料は何人の負擔に歸すべき歟」<sup>28)</sup>において次の点を述べている。

魚市とは荷主の委託を受けて所屬仲買人の之を糶賣し、一定の手数料を得て之を營業所得とする機關にして、之が經營者には會社あり、公共團體あり個人あり、本島各地の魚市は孰れも會社組織の經營に屬す。<sup>29)</sup>

漁業者の漁獲物を取引する機関には会社、公共団体、個人とあるが台湾では会社がそれを管轄していた。その漁獲物を扱う魚市の手数料をだれが負担するかを問題とした。結論として樫谷は、

要するに魚市手数料は魚價に加へられて消費者に轉稼せらるることは無し、魚市手数料の負担者は漁業者一荷主にして消費者に非ず。<sup>30)</sup>

と、魚市手数料は魚価に加算され、直接消費者への転嫁は無いとし、それは漁業者や漁獲物を扱う中間業者が負担するとしたのである。

樫谷は漁業方法にも提言を行った。大正5年（1916）12月の『臺灣水産雑誌』第12号に「汽船トロール漁業に就て」を報告した。日本でのトロール漁業は明治37年（1904）に鳥取県人によって大阪でトロール魚船を建造したのを最初とし、北海道南部で行われたが、台湾では大正元年（1916）8月に臺灣漁業株式會社が操業し展開した。しかし沿岸漁業に打撃を与えることから、台湾本島から離れた海域での操業の可能性を指摘している。<sup>31)</sup>

大正6年（1917）1月の『臺灣水産雑誌』第13号の「水産の講習講話に就て」において、台湾における水産技術の向上のために講習会の必要性を喚起した。講習会は短期講習を実施することを提案した。その短期講習における講習内容は、船大工の講習、発動機船の船長や機関士の講習、鰹節製造賞金の講習、日本式の鱺仔製造方法の講習であった。講習会に出席した者に修業証書を授与

し、その技術力の向上の必要性を述べた。<sup>32)</sup>

大正6年(1917)5月、6月には台湾漁業の具体的方法を提言している。『臺灣水産雑誌』第17号の「本島眞鯷漁業の將來」において、

本島の眞鯷漁業は、明治四十三年創始の際は其漁期は六月より八月に至る三箇月間にして漁場も基隆島五湮の圈内なりしが、其翌年には鼻頭角を中心として三十湮圏に達し、即今は更に擴張して與那國島及尖閣列島迄に及び漁期も昨年の如きは五月十六日に始まり十一月七日に終れり、……<sup>33)</sup>

と述べ、台湾における眞鯷漁業が、明治43年(1910)に、主に基隆の近海において開始され、次第にその漁場を日本の南西諸島の先島列島付近まで拡張してきたことを指摘している。

しかし、榎谷は台湾には眞鯷の最適な漁場が、基隆の北部海域のみならず台湾南部の海域にもあり、漁場を拡大すべきとし、加えて眞鯷の餌となる鰻や鰻が豊富ではあるが、漁期に適切に提供できるように、台湾の地勢を考慮して広汎な餌料蓄養池を造り、恒常的に餌料が提供できる環境を整えるべきとした。<sup>34)</sup> 豊富な眞鯷を恒常的に漁獲できるように餌料を常に準備するために鰻、鰻の養殖を奨励したのである。

眞鯷を捕獲して、それを加工する方法に関して同誌第18号において「本島鰻節製造業の將來」を報告している。

臺灣に於ける眞鯷節の製造は明治四十三年の創業にして、四十四、四十五及大正二年の三年間は、其製造業者たる臺灣水産株式會社、臺灣海陸産業株式會社の兩社共大損失を受けたり、<sup>35)</sup>

台湾近海で捕獲された眞鯷は、長期保存の関係から鰻節製造を行うのが最適であった。そのため明治43年(1910)から臺灣水産株式會社、臺灣海陸産業株式會社などにより製造が開始されたが、製造技術の未熟さから各社が損失を被った。

そこで榎谷は、鰻節製造に関与する台湾人職人の技術向上のため継続の育成を援助し、鰻節製造業の維持継続の必要性を喚起した。そうすれば、

本島人女工と雖も相當年月を経たる者は其伎倆内地人職工に比し敢て遜色無きもの比々皆之なり、要は本島人女工おして熟練せしむれば足る。<sup>36)</sup>と指摘するように、製造に熟練した台湾女性が日本で生産された鰹節と遜色無い物を製造するとした。その結果、

今や本島節は臺灣節の名に於て中央市場に現はれ居り、東京大阪の間屋筋に於ても最早臺灣節を度外に措きては之が相場を立つるを得ざるに至れり、或は質に於て我臺灣節は内地の先進鰹節國たる静岡土佐等と自由なる競争を試むるを得るに至れり。<sup>37)</sup>

と記すように、台湾製造の鰹節が“臺灣節”として日本の市場においてその価値を高めていたことを指摘し、台湾人の職工の技術の養成と製造工場の設備の改善などにより生産費の低廉化を図れば日本国内製品と十分に競争できると提言したのであった。<sup>38)</sup>その後、台湾産の鰹節こと“臺灣節”は日本市場に進出することになる。<sup>39)</sup>

『臺灣水産雑誌』第19号に樫谷政鶴は「大正七年度の水産試験」について述べている。

本島の水産試験は明治四十三年度の創設にして茲に八箇年を経たり、從來の成績は比較的良好なりしも、今後一層其効果を挙げむとせば、諸般の設備と堪能なる技術に待つべきもの益々大なり。吾人は大正七年度に於ける水産試験調査は如何なる項目を選定すべきかに就き、私見又は希望を述べて當業者の参考に供せむとす。之れ本論の所由なり。<sup>40)</sup>

台湾において明治43年（1910）度から開始された水産試験が大正7年（1918）度まで既に8年を経過し、一定の成果をあげてきた。さらに設備と技術の向上によって一層の成果が見られると提言した。その提言の具体的な内容は、庶務、漁労、製造、養殖、基本調査。委託試験に分け、さらにその改革案が詳細に述べられている。<sup>41)</sup>

庶務 試験調査報告の月刊、漁村調査、鰹釣漁業に関する調査試験、鰹・鮪漁業に関する日本との比較、珊瑚漁業、フォルモサバンクとバシー海

峡の漁場調査，海洋調査，漁船員の短期講習，漁業に関する実地調査<sup>42)</sup>  
製造 寒天製造，魚類鹽藏，廃物利用，製造に関する実地指導<sup>43)</sup>  
養殖 鮎の人工孵化と放流，海綿真珠養殖，石花菜蕃殖，福州産貝類の移植，鯉草魚の孕卵，鯉草魚の餌料，虱目魚の採卵孵化，鯉兒とタプミンノオの養成，鹹水養殖試験池の設備，養殖に関する実地指導<sup>44)</sup>  
基本調査 台湾産魚介藻類の査定 プランクトン調査<sup>45)</sup>  
委託試験 鯨鯨申著網試験，バシー海峡の鮪鱈網試験，鯉餌料鯉蕃養試験，珊瑚漁業試験，惣田鯉罐詰製造試験<sup>46)</sup>

ここに掲げられた項目を中心に台湾における水産業の進展を企図した。この内の提言の中で，台湾の貿易に関するものとして惣田鯉の缶詰については次のように述べている。

#### 惣田鯉の罐詰製造試験

本島北部の惣田鯉は漁獲甚多く，之を味付又は油漬罐詰と爲さば輸移出の見込あり。又本島に輸移入し來る魚介類罐詰の一部に代らしむることは敢て難事に非ず，然れども外装の儘商品とする罐詰類は，世の信用を博する迄には，相當大なる犠牲を拂はざるべからざるが故に，兩三年引續き試製試賣費用の幾分を支給して，委託試験を爲すの必要ありと認む。<sup>47)</sup>

台湾の北部海域での漁獲量の多い惣田鯉を缶詰にして，日本への移出また諸外国への輸出のみならず台湾が輸入，移入する魚介類の罐詰に代用品となることを考えた。そのためには缶詰にする際の味付け，油漬けなどに留意し，消費者の要望に応ずるための試行の必要性を提言している。

榎谷政鶴は，これらの試験項目を遂行するために，事務費として15,600余圓，事業費として40,900余圓，合計56,500余圓の予算を計上している。<sup>48)</sup> 榎谷はこの金額は，当時の日本の富山縣が年間20,000圓であり，他方九州の2，3縣分を合わせた額に相当するに過ぎないとして決して高額ではないとしていた。<sup>49)</sup>

『臺灣水産雑誌』第20号には「貝殻彫刻の傳習に就て」<sup>50)</sup>を掲載した。澎湖島において産出する夜光貝その他の貝類の細工を行い，「澎湖土産の工藝品」<sup>51)</sup>

の生産の貝殻彫刻業の育成を図った。とりわけ澎湖島は台湾本島よりも遠く、労働賃金も低廉であるため、その地の工芸の奨励を目的とするものであった。

大正6年（1917）12月の『臺灣水産雑誌』第24号において樫谷政鶴は、「本島水産業進歩の趨勢」<sup>52)</sup>を報告している。

明治四十三年我輩が總督府に赴任の際は、遇ふ人毎に刺身か食へる様にして貰ひ度と云ふ注文であつた。當時は内地人向の鮮魚は殆ど市場に出無かつた様であつた。著任早々先づ殖産局員で鮮魚の購買組合様のものを作り、基隆の基彭興産會社と特約して、一週間の献立表を造つて置いて、鮮度の新しい魚類を夕食の食前に上ぼす様に配達せしめ、又鐵道沿線の都邑の地には一手引受人を拵へて、廳の人々を華客とし、豫め注文を聞いて置いて之に送届けると云ふ様な方法を講じたものであつたが、今では島内至る處の都會の地は魚市場が出来て、見ず識らずの荷主から送附けても、魚行の時代と異り、其値段は糶賣の方法に依りて公定せられ、斤量は正確に代金の勘定は即金と云ふ都合の好い事に成つたので、鮮魚の移動力が増した。即ち供給が増加することに成つた。<sup>53)</sup>

樫谷政鶴が台湾に赴任した明治43年（1910）当時において、鮮魚を刺身にして食することは困難であつたが、10年後にはそれが台湾全土で魚市場の普及等により、普通に食することが可能となつたと、台湾水産業の進展の一端を吐露している。

台湾の水産業の発展の一翼を担ったのが魚市場の成長である。従来は魚行と呼称された魚専門業者の手を経て販売されていた魚類が、広く一般に開放された魚市場が販売の拡張を推進し、そこに提供される魚類の供給などにより水産業の進展に連なつた。

本島水産業が比較的順調に、又比較的健實に進歩發展の趨勢に在るのは、此魚市場と云ふ販賣機關の整備して來たことが第一の理由である。<sup>54)</sup>

魚市場の發展が水産業の發展に連なると見ていた。さらに、

魚市場が整備すればする程、鮮魚は集まり來るなり。即ち供給が増加する

なり。市民は安價の魚肉を口にするを得るなり。都邑の消費者は魚市の設置を歓迎せざるべからず。然れども魚市營業の性質としては、一地區一營業者制ならざるべからざるが故に、既設魚市の區域に接近して、二以上の魚市を併立せしむるが如きは、之を避けざるべからず。<sup>55)</sup>

と述べるように、市民にとって魚市場は廉価な魚類を購入できる便利な買物地であるが、魚市場の乱立は回避し、一地区に一魚市場を設置する市場原理を提唱した。

ついで台湾水産業の進展の要因に台湾総督府の漁業政策があるとして、

本島水産業が比較的順調に又比較的健實に、進歩發展を來せる第二の理由は、督府の漁業制度には幾多特別立法の本能を發揮せるものありて、堅實なる當業者の企業に便にし、且つ之を確保するものあればなり。第三は水産當業者に進取の氣象ありて、企業熱の旺盛なるが爲なり。<sup>56)</sup>

と述べ、台湾水産業の發展には台湾総督府の漁業行政策と、その漁業政策に依拠した水産業者の旺盛な企業努力があったと指摘している。

このような台湾水産業の發展は、数字の上で大きな進歩を見せている。それに関して榎谷政鶴は次のように述べる。

海面漁獲高 914,483圓から1,561,217圓

水産製造高 192,438圓から419,207圓

養殖魚介収穫高 1,064,570圓より1,381,638圓<sup>57)</sup>

と、明治43年（1910）から大正5年（1916）の7年間に漁獲高が1.7倍、製造高が2.2倍に、養殖魚介の収穫高が約1.3倍に成長している。

この状況を榎谷は次のように評価している。

内地其地の先進國に比ぶれば、其總生産額はまだお恥かしい位のものだが、督府が水産の施設に手を染めてから七年足らずの歳月に、刺身を食ひ度と云つた時代から、今日の現状に達した其徑路を顧みれば、先づ、異數の發展を爲せるものと云つて宜からう。<sup>58)</sup>

鮮魚から刺身として普通に食することが容易になるほどに台湾水産業が發展

したと見ていた。大正7年（1918）1月の『臺灣水産雑誌』第25号には同論文の漢語訳「本島水産業進歩趨勢」<sup>59)</sup>が掲載されている。

樫谷政鶴は台湾の水産業のみならず、さらに台湾以南の海域に関する水産業にも着目していた。大正7年（1918）5月の『臺灣水産雑誌』第29号に「南洋の水産開拓は所詮吾人の使命なり」とする論説を発表した。水産試験船凌海丸を台湾以南の海域に派遣して漁業調査を行った。岡秋介の「凌海丸を送る」に、  
督府試験船凌海丸は、樫谷技師以下水産職員を乗せ、不日萬頃の波濤を蹴て南洋に遠征を試みんとす。實に近代の壯舉なりと謂ふべし、夫れ南支南洋の水産と、本島の水産とは其關係密接なるものあり、督府茲に稽ふる處ありて、先年樫谷技師を、過般宮上氏を、南支一帯の地に派遣し調査せしむる處あり。<sup>60)</sup>

とあるように、台湾総督府の試験船凌海丸を南シナ海に派遣して漁業調査を行い、樫谷自身もその調査に参加していた。

樫谷は大正6年（1917）12月20日に、現在の高雄港を出港してマニラ、ミンドロ、パラワン等を経て英国領であったボルネオ島のサンダカン、ラハグツ、シンボルナ等に寄港し、オランダ領のボルネオ島からセレベス海を航行し、ミンダナオ島ダバオ、サンボアンガ、セブ等に寄り再びマニラに寄港して大正7年4月22日に高雄に帰港している。<sup>61)</sup>

これら海域にわたって、漁業資源の調査を行い、眞鯷、惣田鯷、鮪などの資源が豊富であることを確認した。またこれら海域に瀕する地域の人々も魚食者が多いこと、しかし漁獲した魚類を加工する設備等が未発達であること、さらに地域の関係者には水産業の開拓者が欠如していることから、日本による水産開拓の可能性を指摘したのであった。この論説も漢文によって『臺灣水産雑誌』第29号に掲載された。<sup>62)</sup>

樫谷政鶴の「南洋視察談」<sup>63)</sup>は大正7年（1918）6月の『臺灣水産雑誌』第30号に掲載された。凌海丸による調査について基隆の商工会における講演の要旨である。

大正7年(1918)7月の『臺灣水産雑誌』第31号に樫谷政鶴は「水産課の獨立」を発表した。台湾総督府に水産課が無かった。そこで樫谷はその必要性を喚起したのである。その理由として次の項目を掲げた。

水産は特殊の業態であること、漁業の免許及び許可処分、漁業取締、魚市場に関すること、水産試験調査に関すること、水産業の奨励と助長<sup>64)</sup>

以上の項目を掲げて、水産課の必要性を論じたのであった。同論文も漢文によって発表されている。<sup>65)</sup> その結果、大正7年6月6日の訓令第96号によって、水産課が設置されることとなり、水産業に関する事項、水産試験に関する事項、海洋その他の水産の調査に関する事項を管轄することとなった。<sup>66)</sup>

樫谷政鶴は台北の博物学会において講演した要旨を、大正7年9月の『臺灣水産雑誌』第33号に「南洋の水産」<sup>67)</sup>として掲載した。凌海丸による調査に依拠したもので、調査過程に依拠した講演要旨である。ついで同誌に「南支那の水産業」<sup>68)</sup>の論説も発表した。同論説では、南シナ海における地勢と海洋、魚族と漁場、漁具と漁法、漁獲物の処理、販売法、今後の水産業などについて述べている。とくに魚族と漁場において当時の中華民国の漁業状況を掲げて福建省、浙江省、廣東省の三省で中国の漁獲高の約80%を占めていて、中国の海の宝庫は南シナ海沿海にあると指摘している。<sup>69)</sup> ついで今後の水産業において、伝統的に中国では外国資本による水産業の進展は困難であり、日中の合弁による水産会社を設立して漁船、漁具、漁法の改善を進めれば豊富な資源を開発できると提言している。<sup>70)</sup>

大正7年10月の『臺灣水産雑誌』第34号に、樫谷政鶴は論説「本島汽船トロール漁業の中絶と其將來」<sup>71)</sup>を発表した。

台湾の汽船トロール漁業は、大正4年(1915)3月時点で、臺灣漁業の榮丸、海陸産業の東海丸、臺灣水産の第一丸、第二丸の4隻で行われていたが、台湾近海での操業と魚價の高騰により日本の漁業者から羨望されていた。しかし、沿岸漁業者との紛争や海底電線の接触事故等により減退していた。そこで樫谷は船舶の改良や操業海域の変更等の必要性を提言している。

大正8年（1919）1月に発刊された『臺灣水産雑誌』第37号の論説に榎谷政鶴は「吾人は此大正八年中に何を爲すべき歟」<sup>72)</sup>を發表した。大正8年の年頭に当たり、この年の水産業への榎谷の計画を述べた。

第一は、漁港もしくは避難港の修築、第二は、魚船及び漁民の保険と漁民の強制貯金について、第三は、発動機船機関士の育成、第四は、台湾の水産業者に産業組合法による組合の組織化を勧めること、第五は、台湾水産協会の拡張であった。<sup>73)</sup> これらの実現を企図した。とりわけ第二は、漁民に漁業保険の加入を勧め、魚船の遭難に際して船価の賠償等を行い、漁民の財産の保存と営業の安定を維持するための保険の設立であった。<sup>74)</sup> この論説も漢訳されている。<sup>75)</sup>

大正8年5月の『臺灣水産雑誌』第41号に、榎谷政鶴は論説「吾人の常に誇とする處」<sup>76)</sup>を掲載した。台湾水産協会の基隆支部において、理事の合議制により、理事長は執行機関であり、一般会員は理事会の決議に絶対服従の誓約を行い、円滑に運営されている。その結果、船員、職工の業者間の争奪戦も船員手帳制の実行によって争奪戦が途絶され、協会支部が信頼によってなりたっているとした。とくに会員が、

多數共同利益の前には自己單獨の利益を犠牲にする、自己の勝手の爲に他人に迷惑を掛けぬ。各自利己心の發動を自制する。<sup>77)</sup>

ことが実行されているため、台湾の内外に誇れることであると述べたのであった。

榎谷政鶴は、大正8年8月4日付にて台湾総督府の水産技師を離任して、新たに朝鮮総督府の水産技師に就任するため、上記の論説は、榎谷政鶴の台湾総督府の水産技師として最後の所感と言えるものであろう。

#### 4 小 結

上述のように明治44年（1910）から大正8年（1919）までの約10年間にわたり台湾総督府の水産技師として活躍した榎谷政鶴の台湾における水産行政への

提言を中心について述べた。樫谷政鶴は、台湾総督府の技師として官位は四等六級から三等三級まで昇進した。

樫谷政鶴の著作として知られる管見のものは1902年の『増訂漁業法論 全』である。この書の再版への自序において、

漁業法は識者多年の宿望によりて發布せられたり、然れども其全文は三十五條に過ぎず、之を以て複雑極まる漁業關係の實態を律せむとするは難し、故に漁業法の施行には、行法者及當業者の活用に待つべきもの特に大なり。行法者に法律の智識乏しく拘子定期的又は單純なる直線的の解釋を爲して之を執行し、又當業者にして法の眞髓を會得する能はずむは、活用の範圍を其施行上に認むる能はずして、此漁業法の効用亦甚た少きに終らむのみ、我輩曩に本書を著し法理と實際とを結合して世の參考に資する所ありしに、幸に好評を博し今や第二版を刊行するに至れり。……<sup>78)</sup>

と述べるように、行法者と漁業実践者との解離なきことを切望していたことが明確に認識されていた。同書の奥付欄によれば、この著書は樫谷政鶴自身が発行者となり、その著作兼発行者には「高知縣士族 樫谷政鶴 富山縣中新川郡滑川町」とある。印刷者は「酒井重次郎 富山市西四十物町五番地」、印刷所は「酒井印刷合名會社 同市總曲輪九十番地」とあり、発売所は「小林新兵衛 東京市日本橋區通二丁目十三番地」とあることから、樫谷政鶴が富山県に居住していた時代に出版された。

樫谷政鶴は、台湾総督府の水産技師として台湾に赴任する以前に自著『漁業法論』をまとめ、ある意味、自序で言う「行法者」としての側面も有し、台湾に赴き、台湾の漁民と接触し、また台湾の水産協會の設立に関与し、台湾の水産業の向上と發展に寄与するなど実践者として活動していたことが、上記した『臺灣水産雜誌』に絶えず論説を發表していたことから知られるのである。

高知県出身の水産技師であった樫谷政鶴による台湾滞在は、およそ10年に過ぎなかったが、その間、たえず台湾の水産業の發展を考え、日本の漁業などを参考にし、台湾水産業の近代化を推進する一翼を担っていたと言えるであろう。

## 【付記】

本稿は、令和元年度科学研究費助成事業、基盤研究（C）（一般）「日治時代・台湾南方澳の高知県漁民等の「移民村」より見た近代黒潮流域圏交流史の特質」（研究代表者・高知大学教育研究部吉尾寛教授）による成果の一部である。

## 注

- 1) 『臺灣水産雑誌』大正5年（1916）1月に第1号が発刊され、昭和18年（1943）12月に「當局の御指示により第三百四十四號を以て休刊することとなつた」（『臺灣水産雑誌』第344号、編輯后記）とされるように、同年同月の第344号まで28年間にわたってほぼ毎月定期的に発刊されていたが休刊している。  
本稿作成にあたり、同誌の閲覧を許可された国立臺灣海洋大学海洋文化研究所下鳳奎所長並に樂佳琳研究生、林家和研究生にも謝意を表したい。
- 2) 小岩信竹「近代における台湾漁業の展開と榎谷政鶴の漁業権論」、『神奈川大学国際常民文化研究機構年報』第4号、2012年、123-142頁。
- 3) 青塚繁志「明治漁業法の法理論」、『長崎大学水産学部研究報告』Vol. 20、1966年3月、119（118-132）頁。
- 4) 大正4年版『人事興信録』（人事興信所刊。名古屋大学法学研究科「日本研究のための歴史情報」データベースによる）。
- 5) 『臺灣日日新報』第3567号、明治43年3月20日、2頁。
- 6) 『臺灣日日新報』第3613号、明治43年5月17日、2頁。
- 7) 『臺灣日日新報』第3618号、明治43年5月20日、2頁。
- 8) やまだあつし「台湾総統府民政部殖産局の技師について」、『名古屋市立大学人文社会学部紀要』第12号、2002年3月、177-192頁。
- 9) やまだあつし「台湾総統府民政部殖産局の技師について」190-191頁。
- 10) 『臺灣日日新報』第3837号、明治44年1月26日、2頁。
- 11) 『臺灣日日新報』第3854号、明治44年2月14日、2頁。
- 12) 『臺灣日日新報』第3870号、明治44年（1911）3月2日、2頁。
- 13) 『臺灣日日新報』第3918号、明治44年4月21日、2頁。
- 14) 『臺灣日日新報』第4096号、明治44年10月20日、2頁。
- 15) 『臺灣日日新報』第5380号、大正4年3月6日、漢文欄、6頁。
- 16) 『臺灣日日新報』第6876号、大正8年（1919）8月7日、4頁。
- 17) 『臺灣總督府文官職員録』による。明治43年31頁。明治44年34頁。明治45年40頁。大正3年41頁。大正4年42頁。大正5年43頁。大正6年42頁。大正7年42、51頁。大正8年8、48頁。

- 18) 『臺灣水産雑誌』第1号, 「臺灣水産協會設立の趣旨」, 1916年1月。
- 19) 樫谷政鶴「内地人本島人合辨の企業を奨励す」, 『臺灣水産協會雑誌』第2号, 1916年2月, 1(1-5)頁。
- 20) 樫谷政鶴「内地人本島人合辨の企業を奨励す」, 『臺灣水産協會雑誌』第2号, 2頁。
- 21) 樫谷政鶴「内地人本島人合辨の企業を奨励す」, 『臺灣水産協會雑誌』第2号, 5頁。
- 22) 樫谷政鶴「魚行を論ず」, 『臺灣水産協會雑誌』第3号, 1916年3月, 1(1-5)頁。
- 23) 樫谷政鶴「魚行を論ず」, 『臺灣水産協會雑誌』第3号, 2頁。
- 24) 樫谷政鶴「魚行を論ず」, 『臺灣水産協會雑誌』第3号, 3頁。
- 25) 樫谷政鶴「臺灣勸業共進會と水産」, 『臺灣水産雑誌』第4号, 1916年4月, 1-5頁。
- 26) 樫谷政鶴「臺灣勸業共進會と水産」, 『臺灣水産雑誌』第4号, 1頁。
- 27) 樫谷政鶴「臺灣勸業共進會と水産」, 『臺灣水産雑誌』第4号, 4頁。
- 28) 樫谷政鶴「魚市の手數料は何人の負擔に歸すべき歟」『臺灣水産雑誌』第10号, 1916年10月, 1-4頁。
- 29) 樫谷政鶴「魚市の手數料は何人の負擔に歸すべき歟」『臺灣水産雑誌』第10号, 1頁。
- 30) 樫谷政鶴「魚市の手數料は何人の負擔に歸すべき歟」『臺灣水産雑誌』第10号, 4頁。
- 31) 樫谷政鶴「汽船トロール漁業に就て」『臺灣水産雑誌』第12号, 1916年12月, 3-12頁。
- 32) 樫谷政鶴「水産の講習講話に就て」『臺灣水産雑誌』第13号, 1917年1月, 3-5頁。
- 33) 樫谷政鶴「本島眞鯷漁業の將來」『臺灣水産雑誌』第17号, 1917年5月, 1(1-4)頁
- 34) 樫谷政鶴「本島眞鯷漁業の將來」『臺灣水産雑誌』第17号, 2-4頁。
- 35) 樫谷政鶴「本島鯷節製造業の將來」『臺灣水産雑誌』第18号, 1918年6月, 1(1-4)頁。
- 36) 樫谷政鶴「本島鯷節製造業の將來」『臺灣水産雑誌』第18号, 2-3頁
- 37) 樫谷政鶴「本島鯷節製造業の將來」『臺灣水産雑誌』第18号, 4頁。
- 38) 樫谷政鶴「本島鯷節製造業の將來」『臺灣水産雑誌』第18号, 4頁。
- 39) 松浦章著・年旭譯『茶葉・香蕉・鯷節 日治時期臺灣農水産品の海外輸出』博揚文化事業, 2018年7月, 277-282頁。
- 40) 『臺灣水産雑誌』第19号, 1917年7月, 1(1-11)頁。
- 41) 『臺灣水産雑誌』第19号, 1-4頁。
- 42) 『臺灣水産雑誌』第19号, 1-2頁。
- 43) 『臺灣水産雑誌』第19号, 2頁。
- 44) 『臺灣水産雑誌』第19号, 2-3頁。
- 45) 『臺灣水産雑誌』第19号, 3頁。
- 46) 『臺灣水産雑誌』第19号, 3-4頁
- 47) 『臺灣水産雑誌』第19号, 6頁。
- 48) 『臺灣水産雑誌』第19号, 10頁。
- 49) 『臺灣水産雑誌』第19号, 10頁。

- 50) 『臺灣水産雑誌』 第20号, 1917年 8 月, 1-3頁。
- 51) 『臺灣水産雑誌』 第20号, 1 頁。
- 52) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 1917年12月, 3-6頁。
- 53) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 3 頁。
- 54) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 3-4頁。
- 55) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 4-5頁。
- 56) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 5 頁。
- 57) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 5-6頁。
- 58) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 6 頁。
- 59) 『臺灣水産雑誌』 第25号, 3-6頁。
- 60) 『臺灣水産雑誌』 第24号, 1 (1-2) 頁。
- 61) 『臺灣水産雑誌』 第29号, 大正 7 年 (1918) 5 月, 1-2 (1-5) 頁。
- 62) 樫谷政鶴「論南洋水産之開拓爲吾人之使命」, 『臺灣水産雑誌』 第29号, 大正 7 年 (1918) 5 月, 1-4頁。
- 63) 『臺灣水産雑誌』 第30号, 1918年 6 月, 7-19頁。
- 64) 『臺灣水産雑誌』 第31号, 1918年 7 月, 1-3 (1-5) 頁。
- 65) 樫谷政鶴「水産課之獨立」, 『臺灣水産雑誌』 第32号, 1918年 8 月, 74-78頁。
- 66) 『臺灣水産雑誌』 第31号, 3 頁。
- 67) 樫谷政鶴「南洋の水産」, 『臺灣水産雑誌』 第35号, 1918年11月, 1-12頁。
- 68) 樫谷政鶴「南支那の水産業」, 『臺灣水産雑誌』 第35号, 13-18頁。同論説は『臺灣日日新報』の特集記事から転載されたものであった。
- 69) 『臺灣水産雑誌』 第35号, 14-15頁。
- 70) 『臺灣水産雑誌』 第35号, 17-18頁。
- 71) 『臺灣水産雑誌』 第35号, 1-5頁。
- 72) 樫谷政鶴「吾人は此大正八年中に何を爲すべき歟」, 『臺灣水産雑誌』 第37号, 1919年 1 月, 1-6頁。
- 73) 『臺灣水産雑誌』 第37号, 1-6頁。
- 74) 『臺灣水産雑誌』 第37号, 2-3頁。
- 75) 樫谷政鶴「吾人於大正八年中所當爲者何也」, 『臺灣水産雑誌』 第38号, 1919年 2 月, 1-6頁。
- 76) 樫谷政鶴「吾人の常に誇とする處」, 『臺灣水産雑誌』 第41号, 1919年 5 月, 1-2頁。樫谷政鶴「吾人常誇之處」, 『臺灣水産雑誌』 第42号, 1919年 6 月, 1-2頁。
- 77) 『臺灣水産雑誌』 第41号, 2 頁。
- 78) 樫谷政鶴著『増訂漁業法論 全』樫谷政鶴, 明治34年 (1901) 11月発行, 明治35年 (1902) 11月再版, 本文1-137頁, 附録 (漁業法並附属法令及關係法令等) 1-95頁, 自序。水産

庁が「部内資料」として編集した『明治漁業法解説集成』第一分冊の一、明治34年漁業法関係にも榎谷政鶴の再版本が影印で収録されている。